

一般社団法人岩の力学連合会 役員等の報酬の規則

平成 28 年 9 月 21 日 理事会決定

平成 28 年 9 月 21 日 施行

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人岩の力学連合会（以後、連合会という）定款第 37 条に定める役員等の報酬について定める。

(報酬等)

第 2 条 連合会の役員等に報酬等を支給する場合は、本規則に定めるところによる。

第 3 条 連合会の役員報酬等は総会の決議を経て、役員に対して支払うことができる。

2. 役員報酬等は役員基本報酬及び通勤手当とする。

(報酬の額)

第 4 条 役員基本報酬は年額とし、100 万円を上限として総会の決議を経て定める。

2. 役員基本報酬の支払いは、前項の規定によって決定した年額を 12 で除した額を毎月支払う。ただし、新任又は退任により、1 ヶ月に満たない任期がある場合は、日割りでこれを計算して支払う。

(通勤手当)

第 5 条 通勤手当は、通勤のために交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする役員に対し、毎月その負担する運賃の額を支払う。

2. 前項の役員が負担する運賃の額は、運賃、時間、距離などの事情に照らし、最も合理的とみられる経路及び方法によって算出する

(規則に定めのない事項)

第 6 条 本規則に定めのない事項については、理事会において決定するものとする。

(規則の改廃)

第 7 条 本規則の改廃は、理事会の決議を得て行うものとする。

付則

(規則の施行)

第 8 条 この規則は、理事会の承認日から施行する。